

令和8年第3回安平町議会臨時会会議録

令和8年4月30日（木曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和8年4月30日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会 議場

3 出席議員（12名）

仮議席番号

1番 三浦 恵美子	2番 吉岡 政昭	3番 反町 恵
4番 高山 正人	5番 内藤 圭子	6番 神野 祐太
7番 山村 哲也	8番 工藤 秀一	9番 鳥越 真由美
10番 梅森 敬仁	11番 箱崎 英輔	12番 小笠原 直治

4 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長	及川 秀一郎
教育長	井内 聖
代表監査委員	小川 誠一

5 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長	田中 一省		
総務課			
総務担当課長	岡 康弘	情報担当課長	池田 恵司
政策推進課			
財政担当課長	木林 一雄	企画担当課長	木村 誠
税務住民課			
税務戸籍担当課長	奥田 浩司	生活環境担当課長	佐々木 智紀
産業振興課			
産業振興担当課長	森池 和哉		
建設課			
土木公園担当課長	塩谷 慎嗣	施設担当課長	伊藤 富美雄
健康福祉課			
国保介護担当課長	阿部 充幸	健康福祉担当課長	小坂橋 憲仁
水道課			
水道担当課長	谷村 英俊	下水道担当課長	佐々木 貴之
住民サービス課 兼 商工観光課			
総合支所長	山口 崇		

6 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会

学校教育担当次長 佐々木 英 生

7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 石 塚 一 哉 主 幹 鈴 木 慎 二

○ 議 事 日 程 （第1号）

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第1		仮議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3	選挙第1号	議長の選挙について
日程第4		会期の決定
日程第5	選挙第2号	副議長の選挙について
日程第6		議席の指定
日程第7		常任委員会委員の選任について
追加日程第1		議長の常任委員の辞任について
日程第8		議会運営委員会委員の選任について
日程第9		議会広報特別委員会の設置について
日程第10		議会改革調査特別委員会の設置について
日程第11	選挙第3号	安平・厚真行政事務組合議会議員の選挙について
日程第12	選挙第4号	胆振東部消防組合議会議員の選挙について
日程第13	選挙第5号	胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙について
日程第14		行政報告
日程第15	承認第1号	専決処分事項の承認について（安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
日程第16	承認第2号	専決処分事項の承認について（安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第17	承認第3号	専決処分事項の承認について（令和7年度安平町一般会計補正予算（第10号）について）
日程第18	承認第4号	専決処分事項の承認について（令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について）
日程第19	承認第5号	専決処分事項の承認について（令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について）
日程第20	承認第6号	専決処分事項の承認について（令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について）

日程第21	承認第7号	専決処分事項の承認について(令和7年度安平町下水道事業会計補正予算(第7号)について)
日程第22	承認第8号	専決処分事項の承認について(令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)
日程第19	議案第1号	安平町教育委員会委員の任命の同意について
日程第20	議案第2号	安平町教育委員会委員の任命の同意について
日程第21	議案第3号	安平町監査委員の選任の同意について
日程第22	議案第4号	安平町監査委員の選任の同意について
日程第23	議案第5号	令和8年度安平町一般会計補正予算(第1号)について
追加日程第2		議員派遣の件について
追加日程第3		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
追加日程第4		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
追加日程第5		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	三浦恵美子
7番	山村哲也

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 臨時議長の紹介及び臨時議長挨拶

○議会事務局長（石塚一哉君） 皆様おはようございます。議会事務局長の石塚と申します。会議に入ります前に、説明員の社会教育担当次長が本日、所用により欠席するとの申し出がありましたので予めご報告します。

さて、本日の臨時会は一般選挙後初めての議会でございます。従いまして議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、吉岡政昭議員が年長の議員でありますのでご紹介申し上げます。

吉岡議員は、議長席にご登壇願います。

〔吉岡議員議長 着席〕

○臨時議長（吉岡政昭君） 只今紹介いただきました吉岡でございます。声の調子がかかなり悪いため、お聞き苦しいかと思っておりますがご勘弁願いたいと思っております。地方自治法第107条の規定により、議長の選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎ 議員自己紹介

○臨時議長（吉岡政昭君） お諮りいたします。本議会は選挙後初の議会でありますので、各議員から住所・氏名程度の簡単な自己紹介並びに各議員の公約等、述べたいことがありましたら短い時間の範囲でよろしくお願ひしたいと思ひます。この点について、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（吉岡政昭君） 異議がないようですので、1番三浦議員、次に反町議員以降、順番に自己紹介等をお願いいたします。

○仮議席1番（三浦恵美子君） 1番三浦恵美子と申します。住んでいるのは追

分若草地区に住んでお世話になっています。これから4年間、町民の皆さんの命と暮らしを最優先にと頑張ってまいりますので、どうかお力添えよろしくをお願いします。

〔議員・説明員 拍手〕

○**仮議席3番（反町恵君）** 反町恵です。追分豊栄に住んでいます。安平山の麓で卵の生産をしています。楽しく仲の良い安平町にしていきたいなと思っています。努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いします。

〔議員・説明員 拍手〕

○**仮議席4番（高山正人君）** 4番、高山です。私は早来栄町に居住しています。この町が明るい町、また楽しい町、未来ある町づくりに町民の皆さんの意見を反映できるよう、しっかり4年間やっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

〔議員・説明員 拍手〕

○**仮議席5番（内藤圭子君）** 5番、内藤圭子です。私は早来緑丘地域に住んでいます。この4年間で私は歳をとってもこの町にずっと暮らし続けられるようにいろいろな施策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔議員・説明員 拍手〕

○**仮議席6番（神野祐太君）** 神野祐太と申します。私は新人で、30代で若輩者ではありますが、若手ならではの視点で物事を考え、より良い安平町を目指して全力を尽くしてまいります。議員としては歩み始めたばかりで、至らぬ点は多々あるかと思っておりますが、町長をはじめとする理事者の皆様方には格段のご指導とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。よろしくをお願いします。

〔議員・説明員 拍手〕

○**仮議席7番（山村哲也君）** 安平地区から初当選しました山村哲也と申します。この度は町民の皆様から厚い信託をいただきこの場に立てること、大変に光栄に思っていますと同時に身の引き締まる思いです。私はこれまで福祉を軸

にして起業視点だったり地域づくりに取り組んでまいりました。その経験を活かして安平町のまちづくりに全力を尽くす所存です。未だ若輩者ではありますが、諸先輩方のご指導を賜りながら、誰でも、いつでも、どんな状態になっても安心して暮らし続けられる地域共生社会を目指していきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

〔議員・説明員 拍手〕

○仮議席8番（工藤秀一君） おはようございます。早来大町に住んでいる3期目の工藤秀一です。住民の皆様の声をよく聞いて町政に届け、活かしてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

〔議員・説明員 拍手〕

○仮議席9番（鳥越真由美君） 鳥越真由美、6期目となります。追分在住となります。5期20年間子育て、それから子育て世代の方々や商工業・農業・老若男女、幅広い層からご支援をいただいたと思っています。これからの4年間もバランス感覚を大事にしながら努めてまいりたいと思います。今後ともよろしく申し上げます。

〔議員・説明員 拍手〕

○仮議席10番（梅森敬仁君） 早来大町在住の梅森敬仁です。住民の声を町政にと訴え、当選をしましてまいりました。今期は3期目となります。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく申し上げます。

〔議員・説明員 拍手〕

○仮議席11番（箱崎英輔君） 箱崎英輔です。追分白樺1丁目の方に居住しています。3期目となります。よろしく申し上げます。

〔議員・説明員 拍手〕

○仮議席12番（小笠原直治君） 小笠原直治です。今回5期目、当選させていただきました。4年間、全力で頑張りますのでよろしく申し上げます。

〔議員・説明員 拍手〕

○臨時議長（吉岡政昭君） 最後になりますが、臨時議長の自己紹介ということでご挨拶申し上げます。起立してお話します。私は早来地区に住む吉岡と申します。4年前の選挙で落選しましたが、その後も議員のつもりで議会の議論や町の政策などにも関心を持って過ごしてきました。今再びこの場で満たすことができましたことを喜んでいきます。地方議会は二元代表制に基づくものです。議会が問題点を指摘し、改善を求めない状態が続けば二元代表制は崩れてしまいます。私は緊張感を持って政策議論を行っていきたく思います。

長くなります、最後になりますが、今回当選した時に議会事務局から予算に関する資料をいただきました。それを見て正直、驚愕という言葉が適当なほど驚きました。その中には主要政策予算等説明資料が含まれていたからです。法律があるから当然だと言えば当然ですが、4年前の私の議員時代には出されていなかった資料でした。直感的になかなか変わらないように見える町ですが、着実に進歩しているという感じを受けました。これからは決算書提出の際には主要施策の成果説明書と私議員時代も要望していましたが、それらの提出文書を記載しています。長くなりましたが、以上をもって私の個人的なあいさつとします。

なお、ここでなければ話す機会が無いということですので、今回の議長選挙、副議長選挙に関して今までと方法が変わった点を、

○議会事務局長（石塚一哉君） 変わっておりません。選挙の方法は変わっておりません。

○臨時議長（吉岡政昭君） 選挙の方法は投票ということで変わってはいませんが、そのプロセスに変化があると思いますのでお知らせしておきます。それまでは誰が議長あるいは副議長に立候補するのか、それが全く見えなかった状態だったと思います。特に議員以外の町民あるいは町職員などでは見えなかったところですが、今回は事前に事実上立候補ですが、自薦による議長あるいは副議長になりたいという意思を表明してもらって所信表明もしてもらおう。その最も相応しい場所としては現在の地方自治法では認められていませんので、休憩時間それからその他の全員協議会等とあるのですが、たまたまその時、顔合わせの事務連絡の集まりがありましたので、その機会を利用して議長・副議長のやる気のある方の申し入れを求めましたところ、議長には小笠原直治議員、それから副議長には鳥越真由美議員、高山正人議員等が立候補の意思を表明されました。確かにここで発言するところではないのですが、選挙開始の発言した後は、もうこういうことを話す場所がないということで一応議会事務局との打ち合わせのうえ、この場で説明をしています。以上、長くなりましたがお知らせしてあいさつしたいと思います。

[議員・説明員 拍手]

○臨時議長（吉岡政昭君） 以上で議員の自己紹介等を終わります。

◎ 町長挨拶

○臨時議長（吉岡政昭君） 続いてここで初議会召集にあたり、町長からご挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

[及川町長 挙手]

○臨時議長（吉岡政昭君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 皆さんおはようございます。

まずもって令和8年第3回安平町議会臨時会にご参集の議員の皆様、大変ご苦勞様です。そしてあびらチャンネルを通じて議会をご覧いただいている町民の皆様におかれましてもどうぞよろしく申し上げます。

本臨時会については、私にとりましても3期目の初の議会となります。冒頭にこのようなあいさつをする機会をいただきましたことに対して感謝を申し上げる次第です。また、初めて議員になられた皆様、そして再選を果たされた議員の皆様そして町民の皆様、あらためてこれから4年間どうぞよろしく申し上げます。

さて、4月14日に赤坂選挙管理委員会委員長様から議員の皆様と一緒に当選証書を頂戴しましたが、改めて2期8年間の間に発生した北海道胆振東部地震からの復興やコロナウイルス感染症対策などを着実に実施しながら未来に飛躍するふるさとづくりをスローガンとした政策を推進し、結果として4年連続の社会人口増、昨年は人口増加を達成することができたと思っています。あらためて先月の3月27日に早来町と追分町が合併して20年を迎えましたが、先ほど申し上げた未来に飛躍するふるさとづくりをこの度の選挙でご当選された議員の皆様と目線や方向性を合わせながら、引き続きさまざまな課題の解決に向けて全力で取り組んで行く覚悟です。

最後に私が今後4年間で取り組む施策については、6月議会定例会の町政執行方針の中で改めてお示ししたいと思っていますので、よろしく申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（吉岡政昭君） ありがとうございます。

◎ 開会・開議宣告及び議事日程の報告

○臨時議長（吉岡政昭君） 只今の出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和8年第3回安平町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配布のとおりであります。

◎ 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（吉岡政昭君） 日程第1、**仮議席の指定**を行います。仮議席は、只今ご着席の議席といたします。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	三浦 恵美子 議員	2番	吉岡 政昭 議員	3番	反町 恵 議員
4番	高山 正人 議員	5番	内藤 圭子 議員	6番	神野 祐太 議員
7番	山村 哲也 議員	8番	工藤 秀一 議員	9番	鳥越 真由美 議員
10番	梅森 敬仁 議員	11番	箱崎 英輔 議員	12番	小笠原 直治 議員

◎ 日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（吉岡政昭君） 日程第2、**会議録署名議員の指名**を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議則第123条の規定により、**1番 三浦恵美子議員、7番 山村哲也議員**を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○臨時議長（吉岡政昭君） この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。事務局長。

〔石塚議会事務局長 起立〕

○議会事務局長（石塚一哉君） 会議の前にご報告いたします。

本臨時会はこのあと議会の人事案件として正・副議長の選挙、各常任委員会及び議会運営委員会委員の選任、特別委員会の設置及び委員の選任、一部事務組合議会議員の選挙を行います。その後、町長から提出された行政報告及び専決処分の承認案件8件、議案5件について審議を行いますので、これら議案等説明のため、町長を初め副町長並びに教育長、各担当課長及び担当次長の出席を予め求めておりますことをご報告いたします。

また、傍聴にお越しの皆様ならびに議会中継をご覧の皆さまに申し上げます。本日の議会は議事運営の都合上、幾度となく休憩を挟みながら進めさせていただきますので予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（吉岡政昭君） これで諸般の報告を終わります。

◎ 日程第3 選挙第1号

○臨時議長（吉岡政昭君） 日程第3 挙第1号 議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

〔職員により議場閉鎖〕

○臨時議長（吉岡政昭君） 只今の出席議員数は12名であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により立会人に8番工藤議員と10番梅森議員を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

〔職員により投票用紙配布〕

○臨時議長（吉岡政昭君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（吉岡政昭君） 配布漏れなしと認めます。次に投票箱を点検いたします。

[職員により投票箱が空であることを全議員に確認する]

○臨時議長（吉岡政昭君） 投票箱は異常なしと認めます。
これから投票を行いますが、念のため申し上げます。投票は単記無記名です。
投票用紙に被選挙人の氏名を自席で記載してください。

[議員 投票用紙に記入]

○臨時議長（吉岡政昭君） 準備よろしいでしょうか。只今から投票を行います。
投票後は時計回りに議席を一周して自分の席にお戻りください。準備はよろしいですか。それでは只今から投票を行います。仮議席番号1番の三浦議員から順に投票をお願いします。

[仮議席1番の議員から順次投票]

○臨時議長（吉岡政昭君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（吉岡政昭君） 投票漏れ無しと認めます。投票を終了いたします。
それではこれから開票を行います。立会人の梅森議員、工藤議員は開票の立会いをお願いいたします。

[梅森・工藤両議員立会い、職員において開票]

○臨時議長（吉岡政昭君） それでは議長選挙の結果を報告いたします。
投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのう

ち有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、	小笠原 直治議員	11 票
	梅森 敬仁 議員	1 票

以上のとおりであります。

○臨時議長（吉岡政昭君） この選挙の法定得票数は3票です。したがって小笠原議員が議長に当選されました。

〔議員・説明員 拍手〕

○臨時議長（吉岡政昭君） 議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔職員により議場開場〕

○臨時議長（吉岡政昭君） 只今議長に当選されました小笠原議員が議場におられますので、会議則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。
当選されました小笠原議員に自席から就任のご挨拶をお願いします。

〔小笠原直治議員、自席で起立〕

○仮議席12番（小笠原直治君） 只今議長に選出されました小笠原直治です。選出されましたことに感謝を申し上げます。

最初に先ほど仮議長の方から議長選挙に立候補したとの旨の通知がありましたが、私は立候補していません。事前協議会の中で私の思いを伝えただけですので、そこ辺りは誤解のないようにお願いします。

それでは議長就任にあたり、一言私の思いを述べさせていただきたいと思えます。日本の諺に、人こそ人の鏡という言葉があります。これは他人の言動は自分の至らない点を正す良い手本となるという意味の言葉です。私はこの諺をしっかりと噛みしめながら、多くの皆さんにご指導いただきながら、議長という職を遂行してまいりますので、よろしく願いをいたします。

〔議員・説明員 拍手〕

○臨時議長（吉岡政昭君） これをもちまして臨時議長の職務を全て終了いたしました。議員各位のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは小笠原議長、議長席にお着き願います。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（小笠原直治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議事に入る前に、4月から説明員になった1名の方からごあいさつをいただきたいと存じます。政策推進課 企画担当課長、ごあいさつをお願いします。

○企画担当課長（木村誠君） 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。4月1日付けで政策推進課 企画担当課長を拝命いただきました木村です。どうぞよろしく申し上げます。迅速かつ丁寧な議会对応を心掛けてまいりたいと思っています。不慣れではありますが、議員皆様には変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

〔議員・説明員 拍手〕

○議長（小笠原直治君） ありがとうございます。これより議事を進めさせていただきますので皆様にご協力のほど、よろしく申し上げます。

◎ 日程第4 会期の決定

○議長（小笠原直治君） 日程第4 会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと決定いたしました。

◎ 日程第 5 選挙第 2 号

○議長（小笠原直治君） 日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖いたします。

〔職員により議場閉鎖〕

○議長（小笠原直治君） 只今の出席議員数は12名です。
次に立会人を指名いたします。会議規則第31条第 2 項の規定により立会人に 8 番工藤議員と10番梅森議員を指名いたします。
それでは投票用紙を配ります。

〔職員により投票用紙を配布〕

○議長（小笠原直治君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 配布漏れなしと認めます。次に投票箱を点検いたします。

〔職員により投票箱が空であることを全議員に確認する〕

○議長（小笠原直治君） 投票箱は異常なしと認めます。
これから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を自席で記載してください。

〔議員 投票用紙に記入〕

○議長（小笠原直治君） 準備はよろしいですか。
それでは只今から投票を行います。投票後は時計回りに自席を一周して自分の席にお戻りください。仮議席番号 1 番三浦議員から順に投票願います。

〔仮議席 1 番の議員から順次投票〕

○議長（小笠原直治君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(小笠原直治君) 配布漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
それではこれから開票を行います。立会人の工藤議員、梅森議員は開票の立会いをお願いいたします。

[工藤・梅森議員立会い、職員において開票]

- 議長(小笠原直治君) 副議長選挙の結果をご報告させていただきます。投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、	高山 正人	議員	7票
	鳥越 真由美	議員	5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって高山議員が副議長に当選されました。

[議員・説明員 拍手]

- 議長(小笠原直治君) 議場の出入口の閉鎖を解きます。

[職員により議場開場]

- 議長(小笠原直治君) 只今、副議長に当選されました高山正人議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました高山正人議員に自席から就任のご挨拶をお願いします。

[高山議員 挙手]

- 議長(小笠原直治君) 高山議員。

[高山議員、自席で起立]

○**仮議席 4 番（高山正人君）** ご推薦をいただき誠にありがとうございます。私の仕事は議長を支え、また議員の皆さんとの調整及び意見の交換といった作業が非常に多くなると。また、諸問題ではいろいろと議会改革等も進めていけないといけないという重要なポストですので、この4年間しっかりと議長を支えながら、しっかり皆さんの意見を集約していきたいと考えていますので、これから4年間よろしくお願ひします。

〔議員・説明員拍手〕

◎ **日程第 6 議席の指定**

○**議長（小笠原直治君）** 日程第 6、**議席の指定**を行います。

議席は会議則第 3 条第 1 項の規定により議長において指定することになっておりますので指定いたします。なお、先例により議長席は最終12番、副議長席は11番と指定されております。それでは氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○**議会事務局長（石塚一哉君）** それでは議席番号と氏名を申し上げます。

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	三浦 恵美子 議員	2 番	吉岡 政昭 議員	3 番	反町 恵 議員
4 番	箱崎 英輔 議員	5 番	内藤 圭子 議員	6 番	神野 祐太 議員
7 番	山村 哲也 議員	8 番	工藤 秀一 議員	9 番	鳥越 真由美 議員
10 番	梅森 敬仁 議員	11 番	高山 正人 議員	12 番	小笠原 直治 議員

以上でございます。

○**議長（小笠原直治君）** 只今朗読しましたとおり、議席を指定いたします。

議席が決定いたしましたので、議席が変更する方は氏名標をお持ちのうえ指定した議席に移動・着席願ひます。その間、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○**議長（小笠原直治君）** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎ 日程第 7 常任委員会委員の選任について

○議長（小笠原直治君） 日程第 7、常任委員会委員の選任を議題といたします。
常任委員会の名称及び委員の定数は委員会条例第 2 条第 1 項各号に規定されているとおり、総務常任委員会 6 人、経済常任委員会 6 人と定められております。

次に常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので指名いたします。

初めに総務常任委員会委員に（総務常任委員 6 名）

氏 名	氏 名	氏 名
三 浦 恵美子 議員	吉 岡 政 昭 議員	内 藤 圭 子 議員
山 村 哲 也 議員	工 藤 秀 一 議員	箱 崎 英 輔 議員

以上、6 名を指名します。

次に経済常任委員会委員に（総務常任委員 6 名）

氏 名	氏 名	氏 名
反 町 恵 議員	高 山 正 人 議員	神 野 祐 太 議員
鳥 越 真由美 議員	梅 森 敬 仁 議員	小笠原 直 治 議員

以上の 6 名をご指名します。これにご異議ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。

したがって只今指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎ 常任委員会正副委員長の互選について

○議長（小笠原直治君） 常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選することになっております。

只今選任されました各常任委員は、休憩中にそれぞれの委員会を開催し正・副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第8条第1項の規定により、ここに召集いたします。

議事運営の都合により11時10分まで休憩といたします。

それでは総務常任委員会は議員控室、経済常任委員会は議長室へ移動願います。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

○議長（小笠原直治君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎ 常任委員会正副委員長の互選の結果

○議長（小笠原直治君） 諸般の報告をいたします。休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務常任委員会	委員長に	箱崎 英輔	議員
	副委員長に	工藤 秀一	議員

経済常任委員会	委員長に	梅森 敬仁	議員
	副委員長に	鳥越 真由美	議員

以上のおり報告いたします。

◎ 議事日程の追加及び日程の順序の変更

○議長（小笠原直治君） ここで私から発言をいたしますので、副議長と交代します。副議長は議長席に着席願います。暫時休憩いたします。

〔小笠原議長が降壇し、12番席へ移動〕

〔高山副議長 登壇〕

○副議長（高山正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議長に代わり議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔小笠原議長 挙手〕

○副議長（高山正人君） 議長。

〔小笠原議長 起立〕

○議長（小笠原直治君） 12番小笠原です。先ほど私は経済常任委員に選任されましたが、議長の職責上常任委員を辞任いたしたくお手元に配布のとおり、辞任願いを提出いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和8年4月30日

安平町議会副議長 高山正人様

安平町議会議長 小笠原直治

常任委員辞任願

私は経済常任委員に選任されましたが、次の理由により常任委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

記

（理由）

議長はその職責上、いずれの委員会にも出席して発言をすることが許されていること。また、本会議における可否同数の際の裁決権などを有しており、その職務の公正・中立性を考慮するとき、1つの委員会に委員として所属することは適当ではないと判断し経済常任委員を辞任したく願ひ出るものです。

○副議長（高山正人君） 只今、経済常任委員に選任されました議長から常任委員辞任の発言と辞任願いが提出されました。

お諮りいたします。議長の常任委員の辞任についてを議事日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高山正人君） 異議なしと認めます。

よって議長の常任委員の辞任についてを議事日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎ 追加日程第1 議長の常任委員の辞任について

○副議長（高山正人君） 追加日程第1、議長の常任委員の辞任について議題といたします。地方自治法第117条の規定により、小笠原議長は除斥となりますので退場を求めます。暫時休憩します。

（暫時休憩）

（小笠原議長 退室）

○副議長（高山正人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

申し上げます。議長はその職席上、地方自治法第105条の規定に基づき、どの委員会にも出席し発言できる権限を有しているほか、本会議における可否同数の際の採決権など議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また常任委員の辞任は認められているので、常任委員を辞任したいという申し出であります。

お諮りします。議長の常任委員の辞任については、これを許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高山正人君） 異議なしと認めます。よって議長の常任委員の辞任については、これを許可することに決定しました。

以上で12番小笠原議長の発言にかかる審議を終了しました。議長の除斥を解きます。議長と交代しますので暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

(高山副議長は降壇し、小笠原議長が登壇)

○議長(小笠原直治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第8 議会運営委員会の選任について

○議長(小笠原直治君) 日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第4条の2第2項の規定により5人と定められております。議会運営委員会委員の選任については委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので指名いたします。

議会運営委員会委員に、

氏名	氏名
三浦恵美子 議員	神野祐太 議員
梅森敬仁 議員	箱崎英輔 議員
高山正人 議員	

以上、5名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。

したがって只今指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎ 議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（小笠原直治君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選することになっております。

只今選任されました議会運営委員は休憩中に議長室において委員会を開催し正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るように委員会条例第8条第1項の規定によりここに召集いたします。

11時25分まで暫時休憩します。委員は議長室へ移動願います。

（暫時休憩）

◎ 議会運営委員会正副委員長の互選結果

○議長（小笠原直治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

議会運営委員会	委員長に	三 浦 恵美子	議員
	副委員長に	神 野 祐 太	議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎ 日程第9 議会広報特別委員会の設置について

○議長（小笠原直治君） 日程第9、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議会の活動状況や審議の内容及び議員の対応などを広く町民に周知するため、議会広報紙の編集発行及び広報に関する調査のため、お手元に配布のとおり6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ令和12年4月22日までの閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

なお、委員の任期は前期・後期各2年とし、副議長以外の委員の再任は認めないことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがってそのように決定しました。

◎ 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（小笠原直治君） お諮りします。只今設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっていきますので指名します。

議会広報特別委員会委員に、

氏 名	氏 名
三 浦 恵美子 議員	吉 岡 政 昭 議員
反 町 恵 議員	高 山 正 人 議員
内 藤 圭 子 議員	箱 崎 英 輔 議員

以上6名を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。

したがって只今指名しましたとおり、6名の議員を議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（小笠原直治君） 日程第10、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。安平町議会基本条例第2条第3項の規定に基づき、議会改革を継続して行うためお手元に配布のとおり議長を除く11人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査終了までの閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

◎ 議会改革調査特別委員の選任

お諮りします。只今設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長が会議で諮って指名することになっておりますので指名します。

議会改革調査特別委員会委員に

氏名	氏名	氏名
三浦恵美子 議員	吉岡政昭 議員	反町 恵 議員
内藤圭子 議員	神野祐太 議員	山村哲也 議員
工藤秀一 議員	鳥越真由美 議員	梅森敬仁 議員
箱崎英輔 議員	高山正人 議員	

以上11名を指名します。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。
したがって只今指名いたしましたとおり、議会改革調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎ 各特別委員会正副委員長の互選

特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選することになっております。先ほど選任された議会広報特別委員並びに只今選任された議会改革調査特別委員は、休憩中にそれぞれ

れ委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第8条第1項の規定によりここに召集いたします。議員控室へ移動し、それぞれの正副委員長を互選願います。11時40分まで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

◎ 各特別委員会正副委員長の互選結果

○議長（小笠原直治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に各特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

議会広報特別委員会	委員長に	内 藤 圭 子 議員
	副委員長に	反 町 恵 議員

議会改革調査特別委員会	委員長に	高 山 正 人 議員
	副委員長に	箱 崎 英 輔 議員

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎ 日程第11 選挙第3号

○議長（小笠原直治君） 日程第11、選挙第3号 安平・厚真行政事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については当該組合同規約に組合議員は関係町の議会の議員のうちからその議会で選挙したものとすとの旨の規定がございます。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推

選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。それでは指名いたします。

安平・厚真行政事務組合議会議員に	反町	恵	議員
	内藤	圭子	議員

以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。只今指名した両議員を当該組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。したがって反町恵議員、内藤圭子議員が安平・厚真行政事務組合議会議員に当選されました。

只今、当選された両議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 日程第12 選挙第4号

○議長(小笠原直治君) 日程第12選挙第4号、胆振東部消防組合議会議員の選挙を行います。

本件については当該組合規約に組合議員は関係町の議会の議員のうちから当該町の議会で選挙した者2名とする旨の規定がございます。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定いたしました。それでは指名いたします。

胆振東部消防組合議会議員に	神野祐太	議員
	鳥越真由美	議員

以上2名を指名します。

お諮りいたします。只今指名しました両議員を当該組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。したがって神野祐太議員、鳥越真由美議員が胆振東部消防組合議会議員に当選されました。

只今、当選されました両議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 日程第13 選挙第5号

○議長(小笠原直治君) 日程第13選挙第5号、胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙を行います。本件については、当該組合同規約に組合議員は関係町の議会の議員のうちからその議会で選挙した者2名とする規定がございます。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたい

と思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定いたしました。それでは指名いたします。

胆振東部日高西部衛生組合議会議員に 吉岡政昭 議員
山村哲也 議員

以上、2名を指名いたします。

お諮りします。只今指名しました両議員を当該組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。したがって吉岡政昭議員、山村哲也議員が胆振東部日高西部衛生組合議会議員に当選されました。

只今当選されました両議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長(小笠原直治君) ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長(小笠原直治君) それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

◎ 日程第14 行政報告

○議長（小笠原直治君） 日程第14 行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔及川町長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 本日は行政報告1件です。台湾・台南市安平区安平国民小學訪問団受け入れについてです。

本町と台湾・台南市安平区は同じ「安平」という地名を共有する縁を結び、歴史的背景や互いの文化を尊重し合う友好関係を築いてまいりました。令和5年4月にはオンラインにて友好交流協定を締結し以来、教育や文化など多岐にわたる分野で着実な交流を積み重ねております。このたび本協定に基づき、安平区の安平国民小學より校長先生をはじめとする訪問団39名をお迎えすることとなりましたのでご報告申し上げます。

今回の訪問は、安平町と台湾の未来を担う子どもたちの相互理解を深める絶好の機会であります。詳細の行程につきましては当日配付させていただきました別添資料のとおりとなりますが、5月19日の到着後、早来学園での校内視察をはじめ翌20日には追分小学校において児童同士が給食を囲む給食交流会や授業を通じた文化交流を実施する予定でございます。

安平町といたしましては今回の受け入れを通じ、両地域の友好の絆をより一層深めるとともに子どもたちにとってかけがえのない経験となりますよう、安平町として万全の体制で取り組んでまいります。

以上、台湾・台南市安平区安平国民小學訪問団の受け入れについてご報告します。

○議長（小笠原直治君） 町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対し質疑があれば1議員1回限りの内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔吉岡議員 挙手〕

○2番（吉岡政昭君） まず1回の質問ということなので、いくつかの項目を聞きたいと思いますが。この話が出た時の議会でのやりとりも聞いていました。疑問が深まるばかりというか、そういう部分がありますので、一応伺いたいと思います。

まず、そもそも子どもたちの中での交流が始まって、それを翻訳して交流が始まったということを知っていますが、きっかけはそれだったようですが、そのあと議員の中でも組織が作られ、交流が始まっているということ

す。お互いに行ったり来たりということのようですが。

要するに目的は何なのかということです。例えば安平町の産業というか生産物を台湾の方に持っていく、逆に台湾の方からもそういったものが来るといふ経済的な目的がメインなのかね。

それから2つ目は文化交流とありますが、そういう交流がメインであるのか。恐らく両方だとおっしゃるかもしれませんが、文化的な交流となれば私の考える文化交流というのは、言葉が理解できないと交流できませんね。つまり台湾語をその後日本というか安平町の学校で、どのぐらい蓄積されているのかと。

それから出掛けていた人も、偏見もあるかもしれないけれども酒が大好きな人が随分行っているけれども物見遊山に行ったとはまず言いませんが、その後その行った子ども以外ですよ、議員や職員も含めて台湾語というか中国語の一部をどれだけ個人的にも含めて蓄積しているのかということだと思います。言葉が伝わらないと感情も伝えにくいし、歴史を学ぶといっても理解がなかなか難しいと思います。

だから何がメインで、具体的に例えば子どもの交流とか学校教育の中ではどれだけ蓄積されたか。職員やあるいは議員のなかの台湾理解が、言葉の理解を含めてどれだけ進んだかですね、その辺りが聞きたいということです。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 台湾交流に関して目的ということですが、資料として交流協定にかかる協定書を配布させていただいていますが、その中にも記載されているとおり、そもそもが地名のなかで交流が始まったものですが、双方の歴史文化財の保存や地名表記などの共通点が多く、この双方の持つさまざまな共通点を通じて両地の絆を深め、文化・教育・経済など幅広い分野において相互利益と友好関係を築くこと、こういったことを大きく目的としています。

これまでの訪問にかかる蓄積ですが、言葉といったところでは行った時は通訳の方もいますし、子どもたちの訪問においてはそのようなアプリも使用しながら、言葉自体を理解しているところには至っていませんが、そういうツールを活用しながら目的に沿った交流を学校においてもさせていただいたところではあります。

これまでの訪問に関しては、今後の相互交流にかかる事前の協議といったところで、まずは訪問させていただきながら双方の意見交換をさせていただいた形です。

〔及川町長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 質問の趣旨が幅広ですので若干時間かかるかもしれませんが、経過は先ほど吉岡議員おっしゃったとおりです。子どもの、追分小学校と台湾の追分国小との子どものやりとりからスタートし、翌年台湾の追分小学校が100周年を迎えたということで、私だったり当時の教育長だったり、複数名で訪問し学校の式典の中に正式に呼ばれまして。当然、私は日本語ですが通訳を介して全部を紹介していただいたと。

さらには今も道の駅の関係で炭鉄港の取り組みで連携させていただいていますが、鉄道メンバーが台湾との交流も先んじて行っていて、そういった方も一緒に行っていたのですが、ちょうど追分小学校の近いところに追分駅があり、全く同じ名称の追分駅があり、そこに転車台も備えた彰化県という地域もあって。そこも見させていただきました。ですから学校との交流も当然やっていますが、最初は追分小学校それから今安平区の協定を結びましたから安平地区の台南の小学校だったり中学校とも交流はしていこうと思っっていますが、文化でいくと鉄道文化。ここが安平町においても旧追分町時代からも鉄道文化を活かしながら交流を図り、観光振興にも結びつけていくということが当然まちづくりの考え方にありますので、そういったところ。さらには前回行った時には台北の博覧会にも確か全国から、日本からも三十数カ所自治体が行って、首長私含めて4名でしたので、オープニングにも参加しましたし、そこでもさまざま安平町の商談会も行いましたし、安平町のPRブースも設けていただいて、白老といったところもウポポイが開業するといったことがあったものですから、胆振管内の胆振5大遺産とも連携しながらというそういった戦略も持っていました。その後、白老も協定を、小民族の関係の地域と結ばれ、そしてむかわも昨年、化石を共通項にしながら結び、安平町にこれから観光交流の形でどちらかの町に行った場合については、できれば回っていただく。そしてそれぞれの恐竜の博物館がオープンしたばかりですが、あとは民族共生象徴空間、そしてうちの鉄道資料館。そういったところをきちんと日本の中でも胆振地区でも文化遺産がたくさんありますので、そういったところも視野に入れているものです。

そして議員の組織も作られたと先ほどおっしゃっていましたが、全員ではなく、まず立ち上げの中で手を上げていただいた議員の皆様方で組織も作っていただいて。それは北海道に相当の数で今、台湾とそれぞれの地域が協定を結んでいますので。各自治体に当然議員団も設置されているという話も粘所長から、台湾の札幌分署からご助言もいただいていたので、取り組みを行っていきながら町と議会と連携しながら文化交流・観光交流、そして例えば商業的なものも含めて交流もできるのではないかとということで、詳細は申し上げませんがさまざまな目的の中に入れていただいています。

言葉の学びを殊更そこに注目を上げて、今さまざまなオンラインだったり

いろいろなことでの語学の勉強する手段はたくさんありますから・当然手振り身振りだけでなく先ほど佐々木次長も答弁したようなさまざまなAIだったり、語学のソフト。携帯にも入っています。僕も行った時活用しましたけれども、そういった中で交流していきながら通訳もきちんと配置しながらやってきたという、私的にはそういったことを重ねながら今回初めて来ていただけるということですので。向こうの日程の時間の限りはありますが、できる限り多くの機会を、見ていただけることを用意しながら有意義な2日間にしたいたいという思いで今回、先ほどの行政報告となっていますのでご理解のほどお願いします。

○議長（小笠原直治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第15 承認第1号

○議長（小笠原直治君） 日程第15、承認第1号 専決処分の承認について（安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 承認第1号朗読

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをご覧ください。

安平町専決処分第4号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

次のページにあります改正条文の朗読は省略させていただきまして、改正理由などの説明をさせていただきます。

今回の条例改正は令和8年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い町税条例の一部を改正するもので、主に軽自動車税では環境性能割の廃止、固定資産税では令和9年度以降の家屋に係る免税点を現行20万円から30万円、償却資産に係る免税点を現行150万円から180万円にそれぞれ引き上げるものなど、法律改正に伴う改正でございます。

改正内容につきましては改正条文の次に新旧対照表を添付しております。それぞれの規定の改正箇所はアンダーラインで示しているとおりです。なお、改正内容の説明につきましては、事前に配布させていただきました資料で説明させていただきますので48ページご覧ください。

第18条の3納税証明事項及び第19条2号・3号、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正。

第33条所得割の課税標準は、特定大口株主配当等の特定配当等への追加。

第34条の7、寄附金税額控除は復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛

特別所得税の創設に伴う改正。

第36条の2、町民税の申告は項ずれの反映。第36条の3の2個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書は、項ずれの反映。第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正。

第63条固定資産税の免税点は、法律改正にあわせて改正。

第80条1項から3項、軽自動車税の納税義務者等から第91条第2項・第7項原動機付き自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等にかけては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正。

附則第6条特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、適用期限の延長に伴う改正。

附則第7条の3個人の町民税の住宅借入金特別税額控除は、法附則第5条の4の削除に伴う改正。附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金特別税額控除は法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正。附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例は、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正。

附則第9条の2は復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、改修特別特定建築物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設及び条項のズレによる改正。附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は法令改正にあわせて改正。附則第10条の4、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等は法令改正にあわせて改正。附則第10条の5、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等は令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定。

附則第13条の4、住宅用地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の減額は、令和7年度分の税額を算定するにあたり特例措置が適用される土地について令和8年改正前の法律による特例率を乗じることとする改正。

附則第15条の2、1項から4項自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例から附則第16条の2、1項から3項軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例にかけては軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例から附則第17条長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例は、法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用年限の延長に伴う改正。

附則第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例から附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例にかけては法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備。

以上の説明となりますが、今回は施行日が令和8年4月1日・令和9年1月1日・令和10年1月1日となっており施行日が異なる部分がありますが、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、一括提出させていただいたものです。

これで提案説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 何か所か出てきた部分ですが、防衛特別所得税の創設に伴ってどれぐらいの方が影響を受けて、どのように変わっていくのか。その点について伺います。

（理事者側 協議）

○議長（小笠原直治君） それでは税務戸籍担当課長の方から後で答弁ということで、三浦議員よろしいですか。

○1番（三浦恵美子君） はい。

○議長（小笠原直治君） 他にありませんか。

〔吉岡議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 吉岡議員。

○2番（吉岡政昭君） これだけではないんだけども。専決関係の議案が令和8年3月31日専決となっていますね。なぜこの日になったのかということが疑問にあります。つまり3月から2月はどうか分かりませんが、いずれにして

も議会が開かれて議会の提案されて協議されるという機会があったはずなのに、それ無しで専決処分が行われたということに、もしかしたら条例上の乱用というか、厳密にやっていないのではないかという疑問を持つのですが、その点お願いします。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 税務戸籍担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 今回の税条例の改正ですが、地方税法等の改正が令和8年3月31日に公布されたものでして、それに基づいて変更しています。

○議長（小笠原直治君） その他ありませんか。

〔高山議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 高山議員。

○11番（高山正人君） 私は50ページの附則第10条の2、法附則の中で改修特別特定建物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める設定というところですが。これ、もう少し中身がよくわからないので説明を願えればいいのですが。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に関する特例措置の拡充延長を定めたものでして、この特定特別建築物というのは不特定多数の者が利用し、または主として高齢者・しょうがい者等が利用する建築物で移動等円滑化が特に必要な施設、劇場・音楽堂・特別支援学校・保健所・老人ホーム・福祉ホームが該当になるということです。

○議長（小笠原直治君） その他ありませんか。

○議長（小笠原直治君） それでは答弁調整のため、暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（小笠原直治君） それでは休憩前に引き続き、会議を続けます。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 大変失礼しました。防衛特別所得税ですが、2027年1月より所得税額に1%上乗せする形で新設予定の税金ということですが、復興特別所得税が1%引き上げたため増税分と相殺されるというものですので、町民税には影響は無いかなと考えています。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 三浦議員。
- 1番（三浦恵美子君） こちらも目的税という理解でよろしいのか。もし、そうなのであれば、どのような目的で創設されたのか伺います。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） これ所得税のお話ですので、国税の話になりますので担当外になろうかと思っておりますので、申し訳ありません。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 三浦議員。
- 1番（三浦恵美子君） ということは、どのような目的で徴収されるかは担当課として、行政としてわからないけれども、国から言われるので徴収するという、そのような認識でよろしいですか。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 所得税の徴収は町ではなく国の方ですので。そこはあたらないかと思えますけど。

〔及川町長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） そういう趣旨の質問ではないと思ったので。この目的はよく報道でも特集で流れていますように、今防衛費の関係でそういったと

ころを増やししながら、それを総額で増やさない代わりに復興特別税を減らして、総額が増えないようにと、最初に答弁したとおり、そういった目的が国の方で今の国際情勢を踏まえて防衛費の見直し・増額といったところに舵を切っているのが国の改正の大きな動きの内容だったと理解しています。

○議長（小笠原直治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第16 承認第2号

○議長（小笠原直治君） 日程第16、承認第2号 専決処分事項の承認について（安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 承認第2号朗読

承認第2号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

次のページをご覧ください。

安平町専決処分第4号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

次のページにあります改正文の朗読は省略させていただきまして、改正理由などの説明をさせていただきます。

今回の条例改正は令和8年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い国民健康保険税条例の一部を改正するもので、改正内容につきましては改正条文の次に新旧対照表を添付しております、それぞれの規定の改正箇所はアンダーラインで示しているとおります。なお、改正内容の説明につきましては、事前に配布させていただきました資料で説明させていただきますのでご覧ください。

初めに税率改正についてご説明させていただきます。23ページをご覧ください。改定案の表をご覧ください。

今回の大きな改正としましては、子ども・子育て支援納付金が創設されました。表の一番下段の子ども子育て支援分ですが、所得割が0.29%、均等割が1000円、18歳以上均等割が100円、平等割を1000円としております。これは北海道より示された税率を採用しております。

次に表の一番上、医療分をご覧ください。全員協議会や3月議会でご説明させていただいたとおり、本来は子ども・子育て支援分が上乘せして増額となるのですが、町民のみなさまの負担増とならないよう子ども・子育て支援分で増額となったものをそれぞれ医療分から差し引きしているものです。資産割については先の3月定例議会において廃止とさせていただいております。以上、税率の改正の説明とさせていただきます。

次に各条文の改正の説明をさせていただきます。次のページをご覧ください。第2条、課税額は令改正に合わせて改正、税率の改正、課税限度額の引上げ。第3条から第5条の2は税率の改正。第9条の4から第9条の7は子ども・子育て支援納付金課税額の設定。第23条は令改正に合わせて改正、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し。附則第5項から附則第15項にかけては法改正に合わせて改正、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の措置でございます。

以上で提案説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。これから承認第2号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって承認第2号は報告の

とおりに承認されました。

◎ 日程第17 承認第3号

○議長（小笠原直治君） 日程第17、承認第3号 専決処分事項の承認について（令和7年度安平町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 田中副町長。
○副町長（田中一省君） 承認第3号朗読

承認第3号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のおりに処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第10号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第5号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定

により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第10号）について（別紙）

別冊、予算書をご覧ください。

専決第5号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135,308千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,607,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和8年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

令和7年度安平町一般会計補正予算(第10号)について説明いたします。今補正については、補正第9号以降に予算額に変動があったものを専決処分により整理したものです。

歳入の主なものについては地方交付税の交付額決定による増額などで、歳出は町道整備事業の完了による執行残の減額などです。なお、今補正においては、歳入は交付額決定及び決算見込によるもの。歳出は各種事業費の確定及び決算見込によるものなので、細かい説明等は省略させていただきますので予めご了承ください。

それでは歳出から説明いたしますので32ページをお開き下さい。

2款総務費1項1目一般管理費から35ページにまたがる12目交通安全対策費までは、いずれも事業費の確定等により執行残を整理するもので、説明等は省略します。15目財政調整基金費(1)減債基金積立金は普通交付税の再算定により追加交付となった臨時財政対策債の償還経費相当分を積み立てるもので、(2)まちづくり基金積立金から(4)ひとづくり基金積立金までは、いずれもふるさと納税による寄付金額の確定などにより整理するもの。

(5)企業版ふるさと納税基金積立金は、企業版ふるさと納税による寄付金額の確定などにより増額するものです。36ページ、16目諸費から5項1目統計調査総務費までは執行残の整理です。

37ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費は執行残の整理。38ページ、3目民生委員費及び5目ぬくもりセンター施設費は、いずれも歳入補正に伴う財源振替で、7目子ども医療費及び8目重度心身しょうがい者医療費は、いずれも執行残の整理です。9目高齢者福祉費は後期高齢者医療事業特別会計専決補正に伴う繰出金の減額で、10目高齢者福祉施設費は歳入補正に伴う財源振替です。11目介護支援費(1)介護保険事業特別会計繰出金は介護保険事業特別会計専決補正に伴う繰出金の増額で、(2)介護人材育成・確保支援事業は執行残の整理です。39ページ、12目しょうがい者福祉費は執行残の整理、2項1目児童福祉総務費は歳入補正に伴う財源振替。3目子育て支援費は事業の実施回数が増えたため増額するものです。4目認定こども園等運営経費は歳入補正に伴う財源振替で、5目児童手当費は執行残の整理です。

40ページ、4款衛生費1項2目予防費は執行残の整理、3目母子保健費は歳入補正に伴う財源振替で、4目霊場費から43ページ6目公害対策費まではいずれも執行残の整理です。

44ページにまたがる6款農林水産業費1項4目農業振興費は執行残の整理で、7目安平川地区国営土地改良事業費及び9目ダム管理費は、いずれも歳入補正に伴う財源振替。2項2目林業振興費は執行残の整理です。

45ページ、7款商工費1項1目商工業振興費及び2目観光費は、いずれも執行残の整理です。

46ページ、8款土木費2項1目道路橋りょう総務費から47ページ、4項2目公園費はいずれも執行残の整理で、5目公共下水道費は下水道事業会計専決補正に伴う補助金の減額です。

48ページにまたがる9款消防費1項2目災害対策費は、歳入補正に伴う財源振替です。

10款教育費1項3目義務教育振興費から49ページ、5項1目社会教育総務費まではいずれも執行残の整理です。3目公民館費は歳入補正に伴う財源振替で、50ページにまたがる6項1目保健体育総務費は執行残の整理です。2目生涯スポーツ振興事業費は歳入補正に伴う財源振替で、3目体育施設費及び5目スキー場管理費はいずれも執行残の整理です。

51ページ、11款公債費1項1目元金及び2目利子は、いずれも歳入補正に

伴う財源振替です。

12款給与費は執行残を整理するものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので7ページをお開きください。

1款町税1項1目個人から8ページ、3項2目軽自動車税環境性能割は決算見込みによるものです。

9ページにまたがる2款地方譲与税から14ページ、11款地方特例交付金までは交付額の決定により整理するものです。

15ページにまたがる12款地方交付税の特別交付税については交付額決定によるもので、交付額ベースでは対象事業費の増などにより前年度比で3617万6000円、9.4%の増となっています。

13款交通安全対策特別交付金は交付額決定によるもので、16ページにまたがる15款使用料及び手数料は、いずれも決算見込によるものです。

18ページ、16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金から19ページ、2項1目総務費国庫補助金4節重点支援交付金までは、いずれも交付額決定によるもの。5節過疎地域持続的発展支援交付金は、宅地造成事業などに対し交付されたものです。20ページ、2目民生費国庫補助金及び21ページにまたがる3目衛生費国庫補助金はいずれも交付額決定によるもので、8020運動推進特別事業実施補助金は歯科疾患予防等事業に対し交付されるものです。6目消防費国庫補助金から3項2目民生費委託金までは交付額決定によるものです。

22ページ、17款道支出金1項1目民生費道負担金から24ページ、3目民生費道補助金までは、いずれも交付額決定や決算見込によるものです。25ページ、4目農林水産業費道補助金はいずれも交付額決定によるもので、1節水利施設管理強化事業補助金は農業水利施設に係る電力料に対し補助されるものです。6目教育費道補助金、26ページ、7目商工費道補助金は、いずれも交付額決定によるものです。

27ページにまたがる18款財産収入は、いずれも決算見込によるもので、4目生産物売払い収入はJ-クレジットの売払い収入によるものです。

19款寄付金は納入実績により整理したもので、内訳は説明欄に記載のとおりです。

28ページ、20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、2目減債基金繰入金は令和6年度に積み立てた臨時財政対策債償還基金費の令和7年度分を地方債の元利償還金に充当するものです。3目まちづくり基金繰入金から29ページ、8目農業振興基金繰入金までは、いずれも充当事業の補正などによるものです。

30ページにまたがる22款諸収入は決算見込などにより整理するもので、31ページにまたがる23款町債はいずれも事業費確定などに伴う町債借入額の確定により整理するものです。

次に地方債補正について説明します。4ページをお開きください。変更として、デジタルエデュケーション事業については限度額を140万円から130万円に、合併処理浄化槽設置事業については限度額を220万円から100万円に、遠浅酪農2号線改良舗装事業については限度額を4900万円から2390万円に、河川浚渫推進事業については限度額を340万円から330万円に、それぞれ変更するもので、起債の方法・利率及び償還の方法は変更ございません。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3530万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億761万3000円とするものです。ご審議の上ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

- 議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は歳出からページごとに行います。32ページをお開きください。32ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（小笠原直治君） 33、34ページ。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 三浦議員。
○1番（三浦恵美子君） 34ページの11目まちづくり推進費の定住促進事業の負担金補助及び交付金の主な減額要因についてお願いします。

〔木村企画担当課長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君） 今ご質問があったところは、あびら移住暮らし推進協議会のところでよろしいですか。こちらについて主な減額要因については地域おこしインターン活動費、当初予定していた金額よりもインターン生の人数、活動日数が少なかったのが主な原因で減額しています。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 三浦議員。
○1番（三浦恵美子君） 当初見込んでいたよりも減ったことによって、事業に影響があったかなかったか伺います。

〔木村企画担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君） 当初の人数10名ほど見ていたのですが、実績では4名ないし5名程度になっています。大きな影響はありませんでしたが、学生さんの方々に来ていただいて町の教育も含めた活動を見ていただいて、しっかりとそこについては、町民活動についても協議会の方にフィードバックできたかなと思っています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 半分程度に少なくなっていたということで、当初の見込みについてはどのように行ったかわからないのですが。この部分で決算はまだ確定していないのですが、今後どのように進めていかれるかについて伺います。

〔木村企画担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君） より広く周知をしながらインターン生、活用できるようにやっていきたいと思っています。

○議長（小笠原直治君） 33、34よろしいですか。

〔工藤議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 工藤議員。

○8番（工藤秀一君） 7目の14工事請負費で、町内街灯整備工事の減額要因を教えてください。

〔伊藤施設担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君） こちらの工事については、まず移設工事の設計を当初予算より見直して発注したものがまず大きな減額の要因となっています。

それと新規の防犯灯の要望件数が少なかったこともありまして、全体的に減額となっています。

○議長（小笠原直治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） それでは35、36。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 37、38。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） まず37ページで伺います。3款民生費の1項1目社会福祉総務費の食料価格高騰高齢者世帯支援給付事業とエネルギー価格高騰所得世帯支援給付金支給事業の部分ですが。こちらどのような申請状況だったか。骨を折っていただいて一生懸命やっていたとは思いますが、どのような状況だったか伺います。

〔小板橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） まず食料品価格高騰分についてご答弁します。こちらについては2109世帯が対象となっていました。対象世帯は該当する世帯ということですが、満65歳以上の方が居る世帯・ひとり親世帯・しょうがい者世帯が対象ということで、実績の申請率が97.2%。実績申請世帯が2051世帯となっています。申請期間ですが令和8年1月22日から3月10日までと言うことで申請を受け付けた分となっています。

それと2つ目のエネルギー価格の方ですが、こちらは対象世帯となるのが満65歳以上の方で非課税世帯、それからひとり親世帯・しょうがい者世帯が対象で、全部で925世帯が対象となりました。実績については申請率97.4%、申請世帯が902世帯となっていて、こちらも申請受付期間は令和8年1月22日から3月10日までで申請を受け付けた分となっています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 多分個別にお知らせ通知をして頑張ってもらってこの高い交付率だったと思うのですが。残られた方、申請されなかったのか例え

ば引越してしまったりとか、何かそこら辺掴んでいるか伺います。

〔小板橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） 当初の申請のほかに中間で1回2月の、日にちまでは正確に覚えていないのですが、2月の頭ぐらいに未申請者の世帯に対してまだ申請されていませんということで再度ご案内を差し上げていました。

未申請の理由まではお聞きしていませんが、辞退するというご連絡をいただいた世帯も1世帯だったと思いますが、ご連絡いただいたこともありました。

我々としても100%の申請率を目指してやってはいたのですが、なかなか申請のものがご案内しても未申請の状態がずっと続いているということでなかなか100%まではいかなかったのですが、今回については該当する世帯にいったん申請書をお送りさせていただいて、その申請書自体も一枚もので1回申請していただければ該当するもの全て交付受けられるといった工夫もさせていただきながら、受けられる方があまりお手間にならないような方法も考えながら取り組んだこともあって、いつもよりは高い率になったかなと認識しています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 今の部分はありがとうございます。38ページの一番下の11目介護支援費の介護人材確保支援事業の負担金補助及び交付金の外国人介護職人材確保事業、こちら当初から全額落としていますが、介護事業所さんから特段どのような声があって結果このようになったかなど詳細わかれば伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） こちらは令和7年度分の外国人介護人材の申請はありませんかというところで、3事業所にお伺いして7年度はありませんでしたということで落とさせていただきました。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 多分介護人材自体はまだ不足している状況で外国人の方を確保するということに至らなかったのか、それとも人材は令和7年度は確保できるので今回これは使いませんということなのか。その点もし掴んでいらしたら伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 一部の事業所からは令和8年度に外国人人材を確保したいというお話を聞いているのと、あとは介護人材会社で最近介護部門に特化した人材会社が出て、そこから隙間時間で介護人材を入れて、そこから職員になったというお話も聞いているので、その介護人材会社が今これから使っていけるのではないかと担当としても考えています。

○議長（小笠原直治君） よろしいですか37、38。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） それでは39、40。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 41、42。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 43、44。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 43ページの上の衛生費の6目公害対策費、空家対策事務経費の部分が当初から全額落としたということは、このような事例が無かったという理解だとは思いますが、この特定空家の抽出については、どのような方法で行っているのか、その点について伺います。

〔佐々木生活環境担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君） 今回の空家対策経費の方で計上しています予算については特定空家として認定している関係のものではありません。

現在、こちらの方で特定空家として認定されているものは町内には無い状況です。

○議長（小笠原直治君） その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） それでは45、46。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 47、48。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 48ページの10款教育費1項4目教育振興経費ですが、こちらどのような要因で減額になったか、その点について伺います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 教育振興経費の減額の部分ですが、会計年度任用職員ということで特別支援教育補助員の任用について予算計上していましたが、この補助員として任用予定だった方が道費の非常勤講師として任用となりましたのでその部分について減額するものです。この経費については、その方が道費負担ということで町内の学校にお勤めになられたのですが、それとはまた別に特別支援教育補助員の方を雇用したいという考えでしたが、なかなか応募が無くてこのような減額になった状況です。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） ということは、そちらの部分の人材は足りなかったという認識でいいのかと、その人材は令和8年度になっちゃうのですが今後も募集して確保に努めるということによろしいですか。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） 道費の方で負担で派遣というか配置されたわけですが、特別支援教育補助員というものは1名確保したいところでしたが、応募が無かったということです。人材が確保できなかったということになるかと思います。

令和8年度においても4名募集していますが全てが埋まっているわけではありませので、今後も引き続き応募をしながら人材確保に努めてまいりたいと思っています。

○議長（小笠原直治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） それでは49、50。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 49ページの一番上の6目スクールバス管理費のスクールバス運行管理経費の修繕費の関係ですが。確か当初予算163万5000円だったものが大幅に減額されたのですが、その主な要因について伺います。

〔佐々木学校教育担当次長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君） スクールバスの関係、古い車輛が多く、修繕が出るのですが、令和7年度幸いにも少なかったという修繕実績の減です。なかなかここ予算計上も難しいのですが、大きくなると50万とかの金額になりますので。安い時は安いのですが、そういう中で予算計上させていただいて7年度実績はこの程度で済んだ状況です。

○議長（小笠原直治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） それでは51ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 三浦議員。
- 1番（三浦恵美子君） 51ページの最後の給与費ですが。多めに減額しているのですが、その主な要因について伺います。

〔岡総務担当課長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 総務担当課長。
- 総務担当課長（岡康弘君） 給与でよろしかったですか、それとも全体的な時間外もありますが。
まず一般職の給与ですが、こちらは長期で休んでいる職員がいた部分の減額になっています。職員手当になりますが、時間外手当が大幅に減になった部分の減額になります。共済費については上の一般職の給与費に連動した率の減額になりますので、ご承知おきいただければと思います。

- 議長（小笠原直治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（小笠原直治君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。7ページをお開きください。まず7ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 三浦議員。
- 1番（三浦恵美子君） 7ページの町民税1目個人の滞納繰越分ですが、当初見込んだよりちょっと減額だったのですが、見込みがどうだったのかと納付いただけなかったということだと思いののですが、どのようにお考えになっているか伺います。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 予算の組み立ての話ですが、予算積算時だと12月とかだと思いののですが、その時点で滞納繰越分がいくらになるかというのは見込むのは難しいところで、大体のこれぐらい滞納額に対して見込収納率20%の割合で予算を積算しています。

3月末で整理させていただいたところではありますが、なかなか厳しい状況にあるのはご承知のとおりかと思えます。現在、差し押さえ等も実施していますが、5月31日の出納閉鎖期間まで1円でも多く収納できるよう頑張っ
てまいりたいと思っています。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 三浦議員。
- 1番（三浦恵美子君） その中で生活困窮など今の情勢で変わってきているかと思うのですが、その点についても掴んで対応、されているとは思いますが、その点について改めて伺います。

〔奥田税務戸籍担当課長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 税務戸籍担当課長。
- 税務戸籍担当課長（奥田浩司君） 生活困窮者に関してはその方に対してなかなか徴収は厳しいと理解していますので。そこに関しては生活保護とかになるかと思いますが、福祉の方と連携して取り組んでまいりたいと思っています。

〔田中副町長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 補足します。これらの情報等については前回も説明しましたけれども、安平町町税等滞納整理対策本部会議を開催しています。これは徴収する課、全課まとめてどういう状況でどういう滞納があるのか、どういう形で、どうして滞納となったのかを調査しながらどう持っていくのかと。単なる不納欠損だけにすることではなく、分割納付等それらができるかも併せてその会議の中で話し合っています。以上、補足します。

- 議長（小笠原直治君） よろしいですね。それでは8、9ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 三浦議員。
- 1番（三浦恵美子君） 2項1目自動車重量譲与税ですが、こちら間違えていなければ確か町道の延長や面積によって変わるものだと思うのですが、どれぐらい増えたか、どのような要因があったかについて伺います。

[木林財政担当課長 挙手]

○議長（小笠原直治君） 財政担当課長。

○財政担当課長（木林一雄君） 自動車重量譲与税ですが、議員おっしゃるとおり市町村の道路の面積それから延長などに応じて国から市町村に譲与されるものです。しかしながら、その積算の数字は実際のところ通知が無いものですから、推測でしかないですが、元は自動車重量税ですので自動車の販売台数が増えればここも増えていくというものですので、そういったところの増加が要因かなと考えています。

ただ、これは令和9年度の税制改正で、税の在り方が見直されますので、そこでまた変わる可能性があります、今回の補正はそういったところで

○議長（小笠原直治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） それでは10、11。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 12、13。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 14、15。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 16、17。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 18、19。

[三浦議員 挙手]

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

- 1番（三浦恵美子君） 19ページの2項1目総務費国庫補助金の重点支援地方交付金の部分。確かゼロカーボンの採択だったかと思うのですが、実績見込みというご説明がありましたが、その主な要因について伺います。

〔木林財政担当課長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 財政担当課長。
○財政担当課長（木林一雄君） こちらの予算ですが、令和8年1月議会で補正でご提案申し上げましたが、高市政権後の初の経済対策の予算です。

〔木林財政担当課長 挙手〕

- 議長（小笠原直治君） 財政担当課長。
○財政担当課長（木林一雄君） 減額は実績に応じて減額するものです。

- 議長（小笠原直治君） その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（小笠原直治君） それでは20、21。

（「なし」の声あり）

- 議長（小笠原直治君） 22、23。

（「なし」の声あり）

- 議長（小笠原直治君） 24、25。

（「なし」の声あり）

- 議長（小笠原直治君） 26、27。

（「なし」の声あり）

- 議長（小笠原直治君） 28、29。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 30、31。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ、これで歳入の質疑を終わります。

4ページをお開きください。次に第2表地方債補正について質疑を受けません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔吉岡議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 吉岡議員。

○2番（吉岡政昭君） 細目の質問の準備できずに申し訳なく思っていますが。この一般会計補正予算ですが、決算書と読み間違えるような中身に思えてならないのですが。というのは、これが3月31日付けでまず専決されていますが、違うところで専決ではなくて提案されれば、はっきりこれ反対とか別な角度で意見が出たかもしれない。ところが専決となると仮に反対だということになったとしても有効なわけですよ。一般的な専決ではない形で提案されて反対が多ければ否決になるわけですね。ところが専決処分ですから。仮に全員が反対だと言っても効力が失われないと。承認されたと同じ状態になるわけですね。だからそういう意味では専決処分の扱いについてはどうしても必要な時に質疑しなさいという建前になっていると思います。それで先ほど一連のやつが3月31日付けの専決になっていますから、これが私は非常に不思議に思っています。特にこういう一般会計補正予算をも一括して専決になってしまうところが、何となく素人だからというかもしれませんが、もっと一般的に専決ではなくて提案されて意見を聴取するという機会があったのではないかと思うのですが。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今のご質問については私が総務課長時代、吉岡議員から言われまして地方自治法の179条の取り扱いについてどうなのかという質疑がありましたので、その時と同じ回答になりますが、地方自治法179条に基づく専決処分については緊急時など議会の議決を待てない場合、首長が

議会の代わりに予算や条例などを決定する特例制度でありまして、過去に3月31日までに終わっていただけない部分、議会の開催ができない中で直近のある議会において専決処分として提案をするものです。

ですから、この部分は決算書と同じとありますが、決算についてはその部分の不用額が残っているか残っていないかであって、今3月31日の段階でこの予算がどういう形になっているのかの部分で専決処分を行うと。これは179条に基づいて行うことです。

〔吉岡議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 吉岡議員。

○2番（吉岡政昭君） 前の議論の続きになりますが、要するにこの専決処分というのは審議する時間が持てないと、日程的に。ということがまず一つになっているはず。なぜそれが平成20年前後に法律改正されてそういう条件が付いたというのは、緊急だからとか急ぐからということの理由で専決処分されるという。そうすると正式に議会の審議がないがしろにされるのではないかという懸念から、そうした専決処分の法律が変わったというか補足をされて、どうしても開く時間が無いから専決処分するんだという、その建前が頭にあるものだから。今まで一連の3月31日専決が続いていて、しかも今回は一般会計補正予算ですから、この時点で一括。決算ならわかりますけど。この時点ですでに専決ですよ。極端に言えば議員が皆反対しても議会が反対しても有効ですよという建前ですから。それでいいのかということなのです。だから疑問が残るだけで、私これ精査していませんから。具体的な疑問を出し切れませんが、この建て付けのところがこんなに専決が同じ日に続けば誰も疑問を持って当たり前だと思います。

〔及川町長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 吉岡議員も以前、議員やっておられた時にも同様の質問もあったかと思いますが、今回専決処分、3月議会の補正をきちんとやって整理しながら3月補正の整理というのは2月ぐらいにやって、そのタイムラグがあって、それでも落としきれない部分とか3月ギリギリまで歳出を使わなければならないのを落とし過ぎたというのもできないものから。ある程度金額を残した中で3月補正というのは議会で議決いただいて、そこでは皆様から議員とのやり取りの中で理由を付しながら、その時点で増やすこともありますし減らすこともある。それが3月定例議会だったのですが。今回については、ほぼその3月議会が終わってからの数週間のもの、これをきちんと3月31日で整理したところ、これだけ余りましたよと一回整理してい

ると。それは当然監査委員からもご指摘いただいて整理するものはすると。ですから歳出はほぼ減額補正。歳入についてはそこで決まりましたよと国の通知がその後も来るので、増額もありますし減額もあるということですから、そこを議会の議論が軽視ではないかというのはそうではなくて。そこはきちんと3月議会をやって、同じようなものの決算で出てきた時に決算審査の方の特別委員会の中で。今日もそれに近い質問がたくさんあったのですが、専決はあくまでそういったことで全部執行残ですよと言ってほぼ説明しなくてもいいぐらいのものを丁寧に説明するので、逆に決算と何が違うのかと疑問が生じた部分があるかと思いますが、きちんとそこは決算審査特別委員会の中で改めて全ての、今日で出ないものもたくさんありますからオールで、そこはまたやりますので、その際にまた疑問点があればご質問いただければと思っています。法的な解釈は先ほど副町長が言ったとおりです。

○議長（小笠原直治君） その他、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。これから承認第3号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第18 承認第4号

○議長（小笠原直治君） 日程第18、承認第4号 専決処分事項の承認について

(令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)
を議題とします。提案説明を求めます。

[阿部国保介護担当課長 挙手]

- 議長(小笠原直治君) 国保介護担当課長。
- 国保介護担当課長(阿部充幸君) 承認第4号朗読

承認第4号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第6号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について
(別紙)

補正予算書をご覧ください。

専決第6号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99,557千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ787,401千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。今回の専決処分補正につきましては3月31日付け決算見込みによる執行残の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。9ページをお開きください。

1款総務費1項2目連合会負担金は決算見込による減額です。

10ページにわたる2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費及び2項1目一般被保険者高額療養費は決算見込みによる減額です。

6款保険事業費1項2目特定健康診査等事業費は、決算見込みによる減額です。

11ページにわたる9款基金積立金は、財源調整による補正となります。

次に歳入のご説明をいたします。5ページをお開きください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税1節から3節、介護納付金分現年課税分までは決算見込みによる減額です。6ページにわたる4節から5節後期高齢者支援金分滞納繰越金分までは決算見込みによる増額で、6節介護納付金分滞納繰越分は決算見込みによる減額となります。

2款道支出金1項1目保険給付費等交付金1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、歳出2款保険給付費の減額に伴う補正で、7ページ、2節保険

給付費等交付金（特別交付金）は決算見込みによる補正となります。

8ページにわたる6款国庫支出金は歳出1款総務費の減額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9955万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8740万1000円とするものでございます。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は歳出からページごとに行います。9ページをお開きください。9、10ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 9ページの1款1項2目の国保連合会負担金の減額要因、どのような内容か詳細について伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 当初予算を令和7年度で見ていた分より国保連合会の方から示された部分、北海道の方から示された部分が減額だったので、それに合わせて減額したものです。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） このガバメントクラウド構築等費用、このガバメントクラウド構築というのは一体どのようなものだったか。以前お聞きしていらすみませんが、よろしくお願いします。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 国の方で医療とか介護だったり国民の税情報といったものを全て国の方でクラウドとしてシステム構築をしているものでして。国保で言うとシステムの標準化といった部分によるコストの削減とか、あとはセキュリティが今よりも大幅に強化されると。あとはデータ連携がしやすくなり、さまざまなサービスが向上するところで、国はこちらを

整備しています。

○議長（小笠原直治君） その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。
5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 6、7ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1番（三浦恵美子君） 7ページの上の方2つですが、保険者努力支援分はどのような内容で加点されたかというのが一点。
あと、特別調整交付金の内容についても伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 努力者支援交付金は、健診の部分で受診勧奨が今安平町では国保連に委託しているのですが、A Iのハガキを出して受診歴に基づくセグメントの分析をしながら生活習慣病の関連によるレセプトが無かった人だったり、あとは以前国保に加入していた部分を調べて受診の勧奨をしたりやっている部分と。あとは事務で言いますと、さまざまな事務の方で連携しながらやっている部分を努力者支援分の方に加点しながらやっています。

特別調整交付金の方も非自発的失業者にかかる保険料の軽減の部分とか、こちらも含めて努力者支援交付金の部分がありまして、後発医療品の普及で勧奨したりとか。あとは未就学児の医療費の部分を分析して国保連に情報提供するといったことをやりながら特別調整交付金の金額が決まって申請をして交付されています。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 三浦議員。

○1 番（三浦恵美子君） 1 件目は了解しました。

2 件目の部分ですが、こちら国保連に対する情報提供をしたということですが、国保連から情報提供を求められて行ったのか、それとも安平町として自発的に情報提供を行って進めていかれているものなのか、その点について伺います。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 特別調整交付金や国保連ではなくて国の方から交付申請の通知がありまして。その部分を、申請書を埋める形でいろんな項目があるので、安平町でやっていることを計算して出しているということです。

○議長（小笠原直治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 8 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければこれで歳入の質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。

これから承認第 4 号を採決します。本件について報告のとおり承認することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって承認第 4 号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第19 承認第5号

○議長（小笠原直治君） 日程第19、承認第5号 専決処分の承認について（令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 承認第5号朗読

承認第5号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第7号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について（別紙）

別紙、補正予算書をご覧ください。

専決第7号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。今回の専決処分補正につきましては、3月31日付け決算見込みによる執行残の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

1 款総務費は、執行残の整理による減額となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の決算見込みに伴う減額となります。

8 ページにわたる 3 款保険事業費及び 4 款諸支出金は、執行残の整理による減額となります。

次に歳入のご説明をいたします。5 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料は、保険料の決算見込みによる減額です。

6 ページにわたる 2 款繰入金は、調整交付金及び事務費等執行残の整理に

伴う減額です。

3款諸収入は、調整交付金の増額による補正です。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6996万3000円とするものでございます。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。7ページをお開きください。7、8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければこれで歳入の質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。これから承認第5号を採決します。本件についてご報告のとおり承認することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって承認第5号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第20 承認第6号

○議長（小笠原直治君） 日程第20、承認第6号 専決処分事項の承認について（令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について）議

題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 承認第6号朗読

承認第6号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらる。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第8号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について

専決第8号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,089,743千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算第6号についてご説明いたします。今回の専決処分補正につきましては、3月31日付け決算見込みによる交付金の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

2款保険給付費は、居宅介護サービス計画等給付費の月遅れ請求の増による補正です。

5款予備費につきましては、財源調整として補正するものとなります。

次に歳入のご説明をいたします。5ページをお開きください。

4款国庫支出金は、決算見込みによる減額です。

6ページにわたる6款道支出金は、決算見込みによる増額です。

7款繰入金は、保険給付費の補正に伴う一般会計繰入金の補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8974万3000円とするものでございます。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。7ページをお開きください。7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。
5 ページをお開きください。5、6 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければこれで歳入の質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言は
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。
これから承認第6号を採決します。本件について報告のとおり承認するこ
とにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって承認第6号は報告の
とおり承認されました。

◎ 日程第21 承認第7号

○議長（小笠原直治君） 日程第21、承認第7号 専決処分事項の承認について
（令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第7号）について）を議題と
します。提案説明を求めます。

〔佐々木下水道担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 承認第7号朗読

承認第7号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定

により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町下水道事業特別会計補正予算（第7号）について

次ページをご覧ください。

安平町専決処分第9号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町下水道事業特別会計補正予算（第7号）について

補正予算書をご覧ください。

専決第9号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第7号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条

に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条、収入の第1款下水道事業収益は、他会計補助金等の確定に伴い、2365万8000円を減額し、収益的収入の総額を6億2695万7000円とするものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを削除し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支入の第1款資本的収入は、他会計補助金の確定等により1835万5000円を増額し、資本的支出の合計を4億5796万9000円とするものです。

(企業債)

第4条 予算第6条の表中に定めた下水道事業債の限度額「203,200千円」を「202,600千円」に定める。

令和8年3月31日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について3ページの令和7年度安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第7号により詳細をご説明致します。

収益的収入、1款下水道事業収益2項2目他会計負担金は起債償還利子等の確定により増額するもの。

2項3目他会計補助金は、消費税及び管渠・浄化センター施設修繕費等の決算見込みによる減額補正となります。

2項5目企業債は、決算見込みにより減額補正するものです。

続きまして4ページの資本的収入、1款資本的収入2項2目他会計補助金は、下水道管渠工事等の整備費の確定により増額補正を行うものとなります。

4項1目他会計負担金は、起債償還元金の確定により増額補正を行うものとなります。

1ページから2ページの令和7年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画第7号につきましては、只今説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については第1条の総則から次のページ第4条の企業債まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。これから承認第7号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって承認第7号は報告のとおり承認されました。

○議長（小笠原直治君） ここで午後3時5分まで休憩します。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時5分

○議長（小笠原直治君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

◎ 日程第22 承認第8号

○議長（小笠原直治君） 日程第22、承認第8号 専決処分事項の承認について（令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君） 承認第8号朗読

承認第8号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第10号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年4月1日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

補正予算書をご覧ください。

専決第10号

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ849,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月1日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。今回の専決処分補正につきましては、子ども・子育て支援金制度、創設に係る国民健康保険税制改正による補正が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。8ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金は、子ども・子育て支援金制度創設による補正となります。

次に歳入のご説明をいたします。6ページをお開きください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税1節医療給付費分現年課税分は税率改正による減額で、4節子ども・子育て支援納付金分現年課税分は新規賦課による補正となります。

7ページにわたる3款繰入金金は、歳出3款の増額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4393万9000円とするものでございま

す。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は歳出からページごとに行います。8ページをお開きください。8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。
6ページをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければこれで歳入の質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。
これから承認第8号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって承認第8号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第23 議案第1号

○議長（小笠原直治君） 日程第23、議案第1号 安平町教育委員会委員の同意
についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町教育委員会委員の任命の同意について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町教育委員会委員の任期が満了する者
佐々木 望 令和8年5月1日満了
- 2 安平町教育委員会委員に任命しようとする者
佐々木 望 令和8年5月2日

（提案理由）

任期満了に伴う安平町教育委員会委員として、上記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

任命しようとする方の住所・生年月日・職業・略歴につきましては記載のとおりでございます。また、任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、令和8年5月2日から令和12年5月1日までの4年間となります。町長より補足説明がございます。

〔及川町長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この度は任期満了に伴い佐々木望氏の再任を提案するものです。佐々木氏の略歴は記載のとおりですが、はやきた子ども園のPTA副会長ですとか安平町給食センター運営委員を歴任された方でして、現に子どもの教育をされている保護者の立場から、また地域社会の一員として教育行政に対して現場に寄り添った貴重な意見を数多く寄せていただいています。ご自身の子育て経験を活かされた視点はもちろんのこと、保護者同士のネットワーク、地域活動を通じた住民の方々との関係性はこれからの本町の教育行政を推進する上で極めて重要な架け橋となり、より開かれた教育行政の実現に向け、柔軟かつ精力的なお力添えをいただけるものと確信してい

ます。このように佐々木氏は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項による、人格は高潔で教育文化などに関し豊富な識見を持たれている方で、かつ教育基本法の基本理念に基づき民主的教育を進めるべく教育委員の任にあたっていただけの方ですので、再任についてご同意くださいますよう議会の皆様方の特段のご理解を申し上げ、提案の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本案について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎ 日程第24 議案第2号

○議長（小笠原直治君） 日程第24、議案第2号 安平町教育委員会委員の同意についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 議案第2号朗読

議案第2号

安平町教育委員会委員の任命の同意について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及川 秀一郎

- 1 安平町教育委員会委員の任期が満了する者
廣川 由香里 令和8年5月1日満了
- 2 安平町教育委員会委員に任命しようとする者
廣川 由香里 令和8年5月2日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町教育委員会委員として、上記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

任命しようとする方の住所・生年月日・職業・略歴につきましては記載のとおりでございます。また、任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、令和8年5月2日から令和12年5月1日までの4年間となります。町長より補足説明がございます。

[及川町長 挙手]

○議長（小笠原直治君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 第1号議案の佐々木望氏と同様、任期満了に伴い廣川由香里氏の再任を提案するものです。廣川氏の略歴等は記載のとおりですが、安平町で生まれ育ち高校をご卒業後、地元の企業に就職。ご結婚後も安平町にお住まいになり子育てをし現在に至っています。お子さんの少年団活動ですとかPTA活動、さらには学校運営協議会委員として地域の活動に積極的に参画された方ですし、お子さんが卒業後も体育協会の役員や読み聞かせ団体の活動などにご尽力をいただき、地域の教育活動への協力を地道に行ってきたいただいた方であり、地域社会の隅々まで行き届くネットワークをお持ちの方であることから廣川氏の存在は非常に心強く、今後もその卓越した識見と誠実な姿勢をもって本町の未来を担う子どもたちの成長を支えて

いただきたいと考えています。このように廣川氏は教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項による、人格は高潔で教育文化などに関して豊富な識見を持たれている方で、かつ教育基本法の基本理念に基づき民主的教育を進めるべく教育委員の任にあたっていただけの方ですので、再任についてご同意くださいますよう議会の皆様の特段のご理解を申し上げ、提案の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本案について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（小笠原直治君） ここで次の議案に入る前に、学校教育担当次長が別の公務があるため退室するとの申し出がありましたのでご報告します。暫時休憩します。

（暫時休憩）

（学校教育担当次長・代表監査委員 退出）

○議長（小笠原直治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第25 議案第3号

○議長（小笠原直治君） 日程第25、議案第3号 安平町監査委員の同意について議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 議案第3号朗読

議案第3号

安平町監査委員の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

安平町監査委員に選任しようとする者

小 川 誠 一（識見を有する者）

（提案理由）

安平町監査委員として、上記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

選任しようとする方の住所・生年月日・職業・略歴につきましては、記載のとおりでございます。また、任期については令和8年5月1日から令和12年4月30日までの4年間となります。

以上ご説明申し上げ、審議の上ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言は
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。
これから議案第3号を採決します。本案について原案のとおり同意するこ
とにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案の
とおり同意することに決定しました。

◎ 日程第26 議案第4号

○議長（小笠原直治君） 日程第26、議案第4号 安平町監査委員の同意につい
てを議題とします。ここで工藤議員は地方自治法第117条の規定により除籍
の対象となりますので退場を求めます。暫時休憩します。

（暫時休憩）

（工藤議員 退室）

（代表監査委員 入室）

○議長（小笠原直治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君） 議案第4号朗読

議案第4号

安平町監査委員の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

安平町監査委員に選任しようとする者

工 藤 秀 一（安平町議会議員）

（提案理由）

安平町監査委員として、上記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

選任しようとする方の住所・生年月日・職業・略歴につきましては記載のとおりでございます。また、任期については令和8年5月1日からこちらは地方自治法の規定に基づいて令和12年4月22日議会議員としての任期末までとなります。

以上ご説明申し上げ、審議の上ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。
これから議案第4号を採決します。本案について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで工藤議員の除籍を解きます。暫時休憩します。

（暫時休憩）

（工藤議員 入室）

○議長（小笠原直治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第27 議案第5号

○議長（小笠原直治君） 日程第27、議案第5号 令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）について を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木下水道担当課長 挙手〕

○議長（小笠原直治君） 下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君） 議案第5号朗読

議案第5号

令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和8年4月1日付けの人事異動に伴う職員給与等の増額により、令和8年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

補正予算書をご覧ください。

議案第5号

令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度安平町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条支出の第1款下水道事業費用は、職員人件費に係る費用として423万7000円を増額し、収益的支出の総額を5億8983万7000円とするものです。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第3条では職員給与費399万1000円を補正予定額として計上しています。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について3ページの令和8年度安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第1号により詳細をご説明致します。

3ページ収益的支出、1款下水道事業費用1項1目管渠費につきましては、人事異動による新規採用職員の配置により1節給料から3節法定福利費まで423万7000円を。

2ページ収益的支出、1款下水道事業費用1項1目管渠費につきましては、人事異動による新規採用職員の配置により1節給料から3節法定福利費まで423万7000円を増額補正するものです。

なお、1ページの令和8年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画第1号につきましては、只今説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（小笠原直治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本案について報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案どおり可決されました。

◎ 日程の追加、閉会中の継続調査申し出

○議長（小笠原直治君） お諮りします。お手元に配布のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務ならびに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。これを急施事件と認め議事日程に追加し、追加日程第2から追加日程第5として一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。よってこれを議事日程に追加し、一括議題とすることに決定しました。

◎ 追加日程第 2

○議長（小笠原直治君） 追加日程第 2 議員派遣の件について議題とします。
お諮りします。議員派遣について次の定例会までの間に急施を要する事件が発生した時には、内容等を勘案のうえ議長において派遣議員を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

◎ 追加日程第 3～5

○議長（小笠原直治君） 追加日程第 3、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

追加日程第 4、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

追加日程第 5、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上 3 件を一括議題とします。

お諮りします。各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長（小笠原直治君） 以上をもちまして本臨時会の会議に付された議案の案

件の審議は終了しました。本議会の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは令和8年度第3回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会 午後3時32分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

臨時議長 _____

副 議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____